

九月二十八日

助手共闘「明大闘争の総括と展望」パンフ
レットを出す。

三〇日 午後一時 全都助手共闘連絡大会参加
九・三〇日大塚区闘争参加

一〇月 一日 午後一時 生田地区 全体討論集会(二〇〇三室)
三日 午後二時 第四回全明討論集会(記念館)

歴史への証言(四・一二以降)

事実経過・・・四月三日午後一時、私は工学部長の名をもって、本校九五番教室に集まるよう電報を受信した。午後五時に集まるようにと、午後五時半ごろから集まった教職員(九五番教室職員)に対し、三人の議長(春日井部長、小牧副議長、永野副議長)を代表して、春日井部長から開会あいさつがあり引続いて、中川学長から集まるべき旨の挨拶が述べられた。二日の発表経過として、松田学生部長が演説の要領が経過時間を短くしてなされ、若干の質疑応答があった。その中で、鈴木教授から、「発表に相対する点があるのでは若干の補足説明をする」といって学生部長と相対し説明を、鈴木教授の演説を中心に説明された。本質的な発表の書きかえはなかった。この両者の発表説明では、言動的K二つのことが確認できる。両者とも、官憲が学生自治に介入したことを目指していないこと、併せて、本学の学生が官憲に対し暴力(投石、乱暴)を用いたか確信がないこと、したがって、この二つのことがらについて、報告に際する限りまじとられた情報による事実の補綴であることと認めねばならない。発表経過の説明第一の二の質問。発言があったが問題の核心にふれるものではなかった。筆者は学長に対し、一四日の具体的問題に対する方針を検討する前に、二つのことがらについて確認したい、と発言を求め発言を行なった。

第一点は、学生会との確約書は別としても、明治大学の名において、官憲の学制介入に抗議したかどうか。これに対し、学長は、抗議文を説き上げた。

第二点は、質問者の発言の中、学生にスト権があるか、抗議の主たる理由は何か、学生大会を開かないで学生会の一部の者がストを決定する権限があるか等の発言があったが、今から八年十月二日前(一九六〇・六・一六)に、私は学生中央執行委員会委員長として、三名の執行委員と話し、校内関係者の抗議行動および学生、教職員の全明抗議集会を文書でもって、小出学長に要請し、総長以下相当数の教授が合議の結果、学生会はストライキ、大学は抗議行動をもって全明抗議集会を実施し、同じ問題に対し、学生、教職員が討論し、国会に向けて抗議デモを行なった事実を、現在どのように評価しているか、発表の見解をききたい、と発言した。しかし、このことについては、具体的な発表は何等なく、代って、ある職員から「あの時と、今日と状況が全く違う。あの時は、学生会の機関もなく……」「全明抗議集会には賛同の者は賛同の者が……」と発言があり、一四日(月曜日)に向けての具体的方針の討論に入った。留保の発言は、「大学の自治とは、両次元の問題でありこんな問題で学生の要求を答えたような低次元の問題の立て方がおかしい。学生との確約書によるストなど何となくオケイ。」という主旨のものであった。したがって、大学は何もなっていない、というのである。私は、引き続き発言を求め、「ただ今の発言に全面的に反対する」と前置きし、「このような発言は、過去一貫、各大学で起っている大学紛争の本質を見えぬない積極的発想である。私は、具体的提案として、学生会との確約書(別として)も、学長命をもって金学休講抗議集会を持ち、全明教職員、学生の合同抗議集会を提案する」と発言した。私の発言に対し、ある職員から、売名目的の発言であるなどの、これこそ低次元な発言もあったが、私が記憶する限りでは、経営幹部の

奏、商学部の山口孝、農学部長、法学部鈴木、政経学部加藤春男の各氏、その他職員、教員の各一名は合同抗議集会に賛同の発言をされた。このことは要項である。しかし、工学部山口、農合、法学部鈴木、政経学部加藤春男と私のよび経営学部三氏との提案と異なっていた点は、非常に大きな問題であった。少くとも、私は、抗議集会には、官憲の乱入に反対し、不当強制に抗議するためのものとして抗議し、暴動教授は同様の主張をしつつも、学生の暴力に反対するものとして抗議する、というのでは、いらぬトラブルが起る可能性がある。今回は、官憲の乱入に反対し、暴動教授に反対し、とすものであった。それに対し、他は、全学集会を賛成された教授のうち、特に山口、鈴木、加藤の各教授は、官憲の暴力に反対し、抗議するものと学生の暴力に反対するものとを主張すべきである、と主張された。私は、これらの発言のうち、鈴木、山口の両教授に呼んで、四・一二の官憲介入の時に、本学の学生が暴力を用いたことを確認しているか、と問うた。この質問に対し、山口、鈴木、松田学生部長の各氏も、本学の学生が暴力を用いたかどうか確認していないと答えられた。これらの回答の基に、学長が言わずに不当強制の意味について質問があり、何もしないで、学内内でサークル活動をやり、お茶を飲んでいたらまでで過激な行動が不当だ、という意味であると説明があった。これまでもの話を十分聞きして一四日の発表を決定する由の学長の意があつて全明抗議集会を開会した。抗議の対案に、一方は二二日の具体的な官憲の不当強制をあげ、他方は、過去一連の一部学生の暴力をあげるということが、二二日の官憲の乱入に対する抗議集会になせざるを得ないだろう。

教職員集会の総意・・・説明を要しないと思うが、全体で十数名の発言者が発言し、二人を除く他人はみな、抗議集会(学生、教職員合同)の、抗議集会が賛成したのが集会の総意であった。しかし、現実にはこの尊重されるべき総意が、抗議集会と学生、教職員別々(教職員は抗議集会を行なうかどうか不明)の抗議集会を行なう、という方針に交わってしまったのである。総意に反する決定がどこでなされたかを明らかにすべきである。

危険な方向・・・少くとも、これまで、教職員が政治問題で学生指導的に活動を行なうさいは、学生部、学生課は別として特別手当が支給されて活動したことがない。しかし、今、明大教職組と当局の間で特別手当の償が検討されている。学長あるいは部長の名のもとに召集され、それが動機として取られる以上、政治的包含の疑い問題についての教職員の個人的、主体的運動が不可避になるばかりでなく、労働としての対応をしなければならぬことになる。きわめて重大な問題である。学生との関係で見れば、教職員は、機動的に支給される出動手当をもらって学生と対応することになる。一体このような発想を背景に空間・研究の自由と、大学の自治を守ろうとする相互信頼のカケラも見いだすことができるだろうか。官憲の介入、かからないかわらず、教職員の一八一人が官憲介入、しかも、強制的に学生との対話を求め、闘うという姿勢の中からは、大学の自治に全面的に反対し、それ以上ならぬのである。私は個人的には、官憲にも反対であるが、それ以上に、特別手当を支給することにも、また請求することにも反対であることとを明言する。これらがあれば、本質的な討論もいまま、命令にしたがって行動し、それは官憲の指導という手当のついた労働と化してしまっている。永遠に、教職員は大学闘争を中心に発展している現在の政治問題に対して、自己否定の模索をいっし、自らの手によって大学を閉鎖せしめるようになってしまっているのである。そのことを四・一二における教職員集会の総意と、現実の方針との食い違いが見ることが出来るのである。

証言席を離れて・・・一九七〇年安保に向けて、国家権力の手によって、二つのことが歩調を合わせて進められている。一つは、国民の被アレルギーの解消をねらってしまりに風潮の寄港を認め、抗議行動との根

くらへを行ない、原簿等諸を日常化して、二つに、七〇年年度の地点とされる大学を社会的に標記して、学生・教員の間で大きな打込み、大学の自治なるもの存在しないことを、官廳の日常的学内管理によって、現実にのものとしてつづける。これは、計画的に七〇年年度に向けての國民的意識での政治的責任を、象徴的にあらわしているものであり、一部学生の行動が過激云々という現象でもって解明できるものではない、そんな単純なものではない。

教職員が何が可能か。それは、東大・日大・京大をはじめとする大衆戦争での全無制学生の役割を高く評価している。他のどの機関よりも、大学問題が重要とする政治的責任の本質を問いつけてきたことに對し、残念ながら、事態の進展が、目的の純化が進展せずとも、それだけの「アイツ」を達成したことを認めない純化が進展せずとも、それは必然的にその結果をもちたらしめる。したがって、全米の目的は全面的に達成しつつも、行動についていけない強として、何が出来るかと問われ、然るに、然るに、その目的の純化と純化とは、その目的の達成を認めるものなら、その意味での大学改革、社会改革は可能となる。現された問題は、いかん学生と接触し、目的の達成手段の行動を討議するか、ということであるはずだから、しかし、現実は、心算三派、目的の達成、ということでは、己の何もやらないこと、正統化の手段として使われているに過ぎないものである。学生と接し、其の意識での、手段の討議を、かつてよびかけたことがあったらうか。

工学部実験助手の人間宣言

われわれ実験助手は、新制大学の制度と二層に生み落され、私立大学の存在する。進められた理由は、産業界からの大学卒業生の大量需要に際して、理・工系のマスコット教育を実施し、産業界に専任するため、従来の教授系統とは別の教育オペレーターがどうしても必要になってきたからに外ならない。われわれが進み落された歴史的背景を語ることもなくして、現在の大学戦争のいくつかの現象を説明することは畢竟上不可能である。

われわれは、大学の構成員として大学内の諸組織で発言の出来ることろは、明治大の教職員層にだけである。少なくとも、教育・研究のためにわれわれが役割をもった存在として発言する場所は与えられていない。教育労働者として労働組合の一員であるに過ぎない。しかし、われわれが基本法的に認められた存在でありながら、業務内容は大衆なものである。われわれの身分を規定し、なすべし業務を規定している「明治大工学部実験助手等に関する規則」は、われわれをつぎのように規定している。

(規則一第三項)

実験助手、実験助手補その他これに準ずる者は、所屬長の監督を受け、教授又は大學の付随機關の依頼する教授の指導の下に業務を遂行し、業務の補助並びにこれに関連する事務に従事する。われわれを、規則の上で規定するものは、この規則以外には存在しない。したがって、この規則以外の地位や、実験助手の取扱いは行なっていないとすれば、それは準則の身勝手な拡大解釈として排撃されねばならない。

しかし、問題は、規則以外の運用が如何なるものであるか。現実に、実験助手がどのような地位を享受しているか。そのような立場で教育・研究に従事しているのかあるのか。

われわれは、以上のような自己の歴史的認識と、現状に立脚し、われわれの人間解放宣言を公にするものである。われわれ実験助手は、明治大工学部の発展、教育・研究の實質的向上のために払っている努力と、博識に對して教授以上のものをもっていることを、憚ることなく全明の大学人にもより社会に向けて公言する。われわれが、日常の教育・研究に従事している感ずるのは、改善しなければならぬことが明らかになっていながら、それを改善しようとする力のない教授。教授会の規律標準の崩壊である。われわれは、教授・教授会の規律標準の崩壊をもちたらしめた原因をつぎのように見ている。原因大から、私塾に赴任してきた教授の大半が社会階級の意識が最も原因が存在する。ここに、東大・京大・東北大などの戦争に敗れたものと異った次元の戦争が私塾において発生しているとわれわれは見ていない。「教授会にも出ない。教室にも出ない。履帯にさしはさなくても良い」という条件下で、官学停業者を養成してきていることをもってしても、教授・教授会の崩壊が裏証である。

(四二二)

われわれ実験助手は、他に及しく自らを甘やかそうとは毛髪考えていない。われわれ自身は、自らの非力を自覚し、研究の自由を失うことをこれまで自覚しなかつたことと、謙かさと苦痛を感じている。また恥かしさと苦痛を感じながら、自立更生への苦しい道を歩いて選んだのである。大学の研究・教育であるという形式主義、権威主義は音をたてて社会的に響けようとしている。われわれは、権威主義に代る研究者としての實質的内容を高め、自立した研究者への道を求めたいのである。

われわれは、自らの歴史的立場づけと、現状の認識を行ない、研究学徒の当然な権利として、三大権利の獲得を要求として掲げる。

1. 総長・学長・学部長・科長の選挙権
2. 教授会・科会への全面的参加
3. 原簿別研究条件増進の保障

われわれが掲げている三大権利のうちには、紛争が行なわれている大学の学生・院生・助手によって、解任が要求されているものもあるが、われわれは教授会を専断として、解任を要求していない。すでに述べたように、当然われわれが参加すべき決議として考えている。教授会を専断するか肯定するかは、自からの問題として、メンバーシップを獲得した以降の段階で考へるべき協会のものと考へている。

最後に、われわれは、当然の権利として三大権利を要求してきたが、この要求を媒介として、何をなそうとしているのかを明らかにしなければならぬ。

職務階級制を媒介とした権力の論理・秩序に代る学問階級の論理・秩序の構築

われわれの運動の最終目標は、記の通りである。したがって、われわれ実験助手は、自ら獲得した業務に對しては積極的に対応し、単なる敵

授・教授会の被抑圧集団としての存在を否定するし、研究に対しては激しい相互競争の真直中から存立せしめ、研究の向上に不可欠な精神的緊張を自己内部に形成していかなければならないと考えている。

このこと以外に、本誌の遠慮は甚か、況んや学問研究の向上に寄与できる道はないと考える。

工学部全体集會への呼びかけ

記

集會テーマ 問題は何か
会場 工学部校舎二〇三教室
日時 昭和四年六月一日
午前十一時～午後五時
出席予定者 工学部全学生、全院生、
全教員(当日討議のある講師も含む)

昭和四年六月一日

工学部全体集會催會

工学部全体集會の意義

今月に入って既に学生と教員の間で、諸々の内容で交渉が持たれてきたことは御承知の通りです。

電気科、機械科、建築科、工業化学科において、全教員との間で、あるいは実験助手との間で、カリキュラムをはじめ何教養科目、大学立法などについての意見の交換がなされてきました。

しかしながら、学生から問われている問題についても十分な回答がなされたとはいえないものもあるし、学生の発意も十分教員に理解されていと思われぬものもあることを認めざるを得ないというのが正直なところ、私たちの実感です。

問われている問題が学問・研究・大学の本質的な領域に迫る問題であることを考へるとき、このままの状態では、不幸な事態に突入することを傍観することは、過去において提出されて久しい諸問題を未解決の状態に懸念させるばかりでなく、大学の将来に禍根を残すことにならざるを得ないものと云わねばなりません。

斯様の認識の上に立脚し、今私たちがなされねばならないものうちで、解決することによって可能であると判断したので工学部の全体集會です。

この全体集會の目標とするところは、過去諸科の学生並びに教員間において提出されてきた諸問題をより明確な形で顕在化し、全学的に解決しなければならぬもの、工学部の問題として解決しなければならぬもの、学科内において解決しなければならぬもの、そして、研究室内において解決しなければならぬ性格のもの、最後に、自分自身の問題として解決しなければならぬものを整理し、論点を明確にすることによって予想される紛争の本質的解決への足掛かりを採求することにあります。

会の運営その他技術上の問題については、集會準備会の八人の會議によつて、学生の代表とも話し合つてきめる所存でございます。何卒、当日の集會を成功裡に終了させるために全教員・学生の協力を期待します。また、当日は休講処置をとられて、全教員・学生の参加が可能となるよう配慮していただきたいことを併せてお願い申し上げます。

▽全明討議集會を提唱するに當つて▽

日大闘争が「平和と民主主義」を合言葉とする「戦後民主主義」すら許容しなかつた「古田体制」に拘縛された学生からの攻撃による闘争であつた。東大闘争が既述部学生の意見を反映した闘争であつた。一九六九年一月一八・一九日の東大田中闘争を中心にして展開された闘争から学生に対する攻撃(弾圧)を境に、大衆解放闘争の機軸は一変し、闘争は新しい局面に入り、個別大学闘争から反体制闘争へと発展している。今少し、客観的に情勢の推移を眺めると、一九六八年以降今日までの運動を質的な発展の契機からみて三階梯にわけて認識するのが妥当であらう。

大学闘争の第一階梯は、個別大学の色合いの濃い権力拡大闘争(共同体への参加闘争)の段階であつたといえよう。しかし、この第一階梯の闘争は「平和と民主主義を守る」運動を止揚し、「戦後民主主義」の機軸を告発し、闘争を守る闘いから「撃つ」闘いへと発展させる重要な提議を行つた。この運動の輪軸は、羽田闘争、佐佐保・三里家の闘争を抜きにしては語ることができない。とき同じくして、一九六八年の五月、「フランス五月革命」にもこの動向を見ることができよう。「自由は与えられるものではなく奪うものである」という宣言がこれを象徴している。この第一階梯を政治的・思想的に肥えさせた学生戦線からの「戦後民主主義」の発展過程の政治と規定できるかも知れない。そして、この第一階梯は多くの文化人・知識人が告発し続けた。一九六九年一月一八・一九日の東大闘争の攻防戦を契機に闘争は第三階梯へと止揚される。その内実は何かといへば、個別大学の「無敵の闘争」から、直接闘争権力を引きつり出し、しかも、大学並びに大学教員・教授会をそれと同等において闘いを展開するようになる。学生並びに一部闘争を中心とした運動の展開主体から、「戦後民主主義」から「加害者意識」への転換が自己否定という闘争の過程で視認された。大学闘争を日本国家統治の帝國主義的再編の一環として考へるとき、社会全体における大学の存在意義並びに社会全体における各研究そのものの内実が告発の形をもって問われねばならなかつた。

しかし、東京を中心とする運動が断絶な位相に到達してあり乍らも、この位相は全国的なものとはなりなかつた。闘争学生間からは同位相に立つ闘争がなされていくに拘らず、大学当局はそれを認識しえなかつた。その良い例が、東大奥田体制であつた。大衆闘争がエスカレーターの原因を、「大学当局の過剰な干渉」として公然として東大加害者体制の両方を張つた。闘争を促して三派系学生に即けて日大・長育を中心とする部隊を使った内ゲバ自主改革路線(京大ナシ・ナリズム)を採用するに決めた。しかし、この京大方式は既に情勢分析を誤つていたが故に崩壊していかざるを得なかつた。このことを最も如實にしたのが立命館方式の闘争過程である。したがつて、この第一階梯から第二階梯への止揚段階で集中的に顕在化したのは、従来「自衛民主主義」から口にしてきた「学問研究の自由」「大学の自治」なるものが、如何なるものであつたか、ということである。「バタロ」ははじめからこのことである。

これを個大自主規制路線の内実パタロの過程と呼ぶより、大学の教授陣は、知識や研究領域の独占とその独占によつてのみならぬとされるこの社会的特権と経済的物質的利益を保護する提議としての学内の管理秩序を「大学の自治」「学問研究の自由」という美名のもとに隠蔽していったことを「バタロ」せざるを得なかつた。

このことは、政府自民党と民社による「大学特別措置法」の国会立程を機により鮮明になるのである。帝國主義的再編過程の一環として大学に対する攻撃をはじめると、教授陣は自らの社会的特権と経済的物質的利益を犯されまいとして本能的に権力に抵抗を試みるが、結果的に彼らは自らの現世的利益を守るために「自主改革」という名のもとに、権力に屈服し学生を弾圧し、「大学の自治」「学問研究の自由」を守るという美名のもとに自主的に大学の支配管理体制を強化することになるのである。この過程を第三階梯として規定しなければならぬ。この動

きは八月四日、日比谷野外音楽堂において、全国全共闘連絡大会が持たれ、全国組織を創出することに成功した。われわれは、この認識に立って如何に行動を起すかを真面目に討議しなければならぬ。

明大闘争における助手の基本的姿勢

われわれの運動は、既成落着いている現在の明大の教育・研究の内実を告発するところから始まった。したがって、中教協の審判に反対しつつも、せめて審判で書かれた「期待される教師像」くらいはあったら……と嘆かざるを得なかったのは傍わらざるどころである。われわれと中教協は、数年前から大衆の援助助手の待遇改善の改善を要求してきた。教職員組合に対して再三再四問題を提起してきたが、自らの利益のためには動いても、われわれの要求には動こうとしなかった。

一九六九年の四月以降、室内外の騒動も手伝って、われわれは昔水の陣での問題をとりあげて退治執行を突きあげ、工学部長、産学部長にも掛け合い、教授会とも衝突も形勢した。そして、われわれは教授会とは一線を画して「人間宣言」を公けしたのが六月九日である。この人間宣言は、三つの基本からなり、それはつぎの通りである。

1. 実験助手、助長、学長、学部長、部長の選挙権を与えよ。
2. 教授会・学生会への全面参加。
3. 既成落着いていない現状の維持。

この三つをわれわれはつぎのように表現した。「既成落着いていない現状の維持」とは、管理職の論議・答に代る学術研究の論議・批評の奨励。「選挙権を与えよ」とは、われわれが教授と関係して、管理職としてその発言が聞かれなかった。「助長にも与えられていない権利を助手に与えよ」とは……」などがその代表例である。われわれは、この三原則を堅持する段階で教授会が、「自らの社会的義務、経済的利害を保護するために」教授会を形質化し、新たな上部機関を設けるであろうことは十分予測した。したがって、われわれの要求は教授会が拒否するもたらすものとして、われわれは準備していた。しかし、あらゆる動きが水溜りと同じで、日から、われわれの認識は変わった。「権利は承りもの」であることを実践しなければならぬ。教授・教授会は、過去のいさかいの日常性を否定し、罪状を告げ、自己否定をなしたものにわれわれの前に登場する以外には進まない。それ以外に共同性の運動についてのいさかいの話し合いは不毛である。われわれと実験助手は、その日のくるまで、いさかいの業務を拒否し続けよう。

われわれは、上記したような大衆及び教授が作成した如何なる「民主改革案」も、如何なる理由においても認めず受け取らない。

1. 如何なる形勢にも入りこめて、大学闘争のいさかいの責任は大学当局、なにかづく教授会にあるのだから、言葉を導入して収束することを拒否する。
2. 大学当局を通して学生・研究者から提起された問題に対し、教職員は自己の全存在をかけて自らを過当とする手段によって意志表示を拒否する。
3. 管理職としての自己を意欲しないで学生やわれわれの側で登場することを拒否する。
4. われわれは、この闘争に妥協はないと考える。根本的解決がなされる日まで、われわれは旧来の大学秩序に従わない。

一九六九・九・九 明大助手共闘

以上われわれ助手共闘が大学闘争の推移を把握するが故に、提起されている諸問題、諸観点をより前向きに、ラジカルに展開していくために、大なり小なり自己の主張をしておられる教員、職員、助手、産学共、全共闘の人々による全明討議集会を呼びかけるものです。

記

全明教員・職員・院生共、全共闘討議集会
テーマ 運動の新しい発展に向けて
日時 一九六九・九・一六 午後一時から
場所 明大工学部第一会議室
進行予定 教授・助手・院生・全共闘からの発議報告
・基調報告を中心とした討議
・自主改革路線をどう克服するか
・安藤・沖浦闘争と大学闘争の接点をめぐって
・九月下旬以降の具体的行動
・全明全共闘の結成に向けて
一九六九・九・九 明大助手共闘会議(第)

われわれの態度表明

われわれは自己を次のように規定する。「A研究教育権闘Vにいなから「研究」とは、「教育」とは、「大学」とは、「社会」とは」等々の根源的発端による意味・位置づけを欠落して日常を制約してきた。三日間の闘争についても自他共に厳しく律せず、無責任を互いに許容してきた。ゆえに、自己の事は多分討議的であり、また、下請けさせたりしてきた。例であるがため、われわれの任務を学内・社会に十分還元するようには努めてこなかった。兵したがって、研究・教育者としては不十分であり、本質的には自己中心論であり、非建設的な不平不満分子でしかなかった。以上のような実験助手Vの存在は、今後不変であると判断した。

われわれはこの規定を真に自分自身の内部から吐き出されたものであるが故に、今後はこの自己規定を肯定し、克服して行く中で、主体的な市民として、また、志士として責任を果して行く覚悟である。遅まきながら、ここにわれわれの意を表明し、各位の真摯な理解を願う次第である。

われわれは自己規定を肯定し、自らの現状認識から行動しなければならぬ。われわれの闘いは上記の自己規定を定めるを得たかた状況そのものと、A自己に向かわざるを得ないし、われわれが過去に歩まされてきた状況を再現実現させなければならない闘いである。具体的現状を生き延びてきた根拠は、現資本主体制と大衆運動、教授会等であることとは言えない。当面われわれの闘いは自己規定の研究者として位置づけなければならない。現在の大学闘争を通じて複雑な社会批判を含む反体制運動を展開せざるを得ない。

われわれは既成落着いた実験助手会活動を通じて、農学部教授会の大学改革に対する不協定を取り組み方、思考方法の既成落着いた、被害者意識の過剰(被害者意識の欠如)、現研究教育体制(学内制)に対する認識不足等々の、善悪善悪を天つたとき、腐敗。運命の体質と姿勢および教授会構成員の地位保全、権威主義、偽善性をいよいよはと見せつけられてきた。そしてこの農学部教授会および教授のこのような性格は当然ながら、現社会体制・大学当局の反映であるし、いわゆる「明大モード」の特質でもある。

われわれは学生によって切り開かれた「研究・教育とは何か」の根源的発端を骨格にしつつ、自らにも問いかけ、悪くは自らを支配している。

労働部教授会を自己批判させ、われわれと共に主体的に根本的の大学改革を
集うよう所願として防うものである。

したがって、われわれはこのまゝ十月になり授受が再開せられようとも
労働部助手や学生等々の提起した問題に自己批判を含めて正しく答
え、他に改めるべき点をわれわれに約束し、歴史的・社会的に平等な者として
の新たな態度をわれわれに求め、新しい大学を創造する保証がない
限り、われわれは教授会の行なう教育研究の管理運営に責任はもてない
し(非協力)、われわれの家と無関係なすべての大学決定、教授会決定
は、われわれを拘束するものと認めない(不服従)ことを要請拒否をき
むあらゆる行動をもって示す。
右要請する。

昭和四十四年九月十三日

労働部助手

- 友田 仁 工藤 肇
- 山下 義幸 鳥倉 弘文
- 木崎 卓平 後藤 正幸
- 塚田 正道 八重樫 隆志

同 奥成助手補
渡辺 勝任 黒崎 良彦

工学部教授会 諸氏、

私たちが大学改革をラジカルに推進している助手・院生は、少なくとも
六〇日以上先生活と交渉したと思えます。この六〇余日の間に大
学の情勢は大きく変わりました。変化の内容は、先生活の予想を裏切
り助手・院生・教授・職員が増加し、運動の方向が焦点を凝縮
したとす。既に先生活に届けられている労働部助手会声明書や先
生活の主張に、労働部助手会の内容を附かれれば御座りたげられる
でしょう。傍観者の立場でこの風の通過するのを望まれた先生活の意思は完
全にはずれませんでした。この予想は先生活の現在の物の考え方、
思想の不毛性をあらわにしたものと云えさしう。単なる予備技術の問
題として片付けられないほど教授会は工学部の権威を抱えていら
るのです。私たちが、この予想の誤りは、理論論の誤りに帰するも
のと考えています。先生活が好んで引用されるアメリカの大学に於いて
も、ヨーロッパの先生活が引用されるフランス・西ドイツ・イタリ
ア・イギリスの大学においても一九六七年以来紛争が起っていることと
どう考えられたのでしょうか。しかも、先生活は工学部全体を大観
争は起るべくして起った。遅いくらいに思っている、と発言された。自
分の大学は違ふと思われたのでしょうか。そして、今先生活が行動と共
にしているのは特別研究をやらなくとも突っついていけると考え、私たちが度
量なる呼びかけに反応しよとせず「ついていけない」といっている
助手や院生が、どのような行動に出ようとしているかを考えられたこと
が加わります。

私たちが、この運動を単なる労働部助手の待遇改善のメルクマールでは
じめたのではないのです。大学の根本的な改革をラジカルにするうとも
しない者への告発としてわれわれは運動しているのです。したがって、
同僚の助手といえどもわれわれは尊重しているのです。先生活は、六日
取降の闘争をもって登壇した大学ではないのです。大学立法に反
対され、中教審審判に反対された先生活は、八月四日以降、「自主改革」
を唱えられました。自主改革と大学立法反対は、どうもつながるもので
しょうか。労働部助手がやるべきことを、先生活は自分の手でやるう
とされているのを許さないのでしょうか。とにかく、過去行なってきた次
痛むもたらぬ攻撃告白・登壇してからはじめて改革のための会議が持
たれました。

これは大学の権威を私物化以外の何ものでもなかったのです。過去
と清算するということば、まず教授自身が自己批判し、今後いっさい期
望なことばはしません、ということを社会に発表することです。「私は真
面目にやってきました」といふ先生活は多い。伏し伏ししないことや研究をやる
とは改訂目録のみになく、ごく当り前のことなのです。問題は、何を講
義し、何を研究してきたかという、骨髄の内実なのです。私たちが立派
にやってきましたからそんなことを云っているのではないのです。私たち自
身がその一員であったことを反省しているが故に云っているのです。休
講したり、研究していない人は除外です。当然大学を去って貰わねばな
りません。しかし、その教員を立派な憲法文句で、当大学につれてきた
のが教授会の権威ではないのです。その教授会や院生が何を改革しようと
しているのですか。われわれは、この科学技術の急激な発展の中にあっ
て、三〇年も四〇年も前の学問時代の研究の現況の価値は認め
ません。時代はI/Oの時代です。I/Oの時代を表現研究が主導する
こと、非科経性を容認します。先生活が何を言っているかと、再びコレ
ラ忠告がコレラ附きもって大学に戻ることを拒否します。社会的に教授
会の全において解散を白して下さい。それがない以上、私たち助手・
院生・学生は特別研究の協賛で先生活を指導し続けるでしょう。教授会
がやればならないことで、やれるものと云えば、教授会の内なる自己
の整理だけでしょう。

一九六九・九・一九

明治大学工学部助手共闘

- 中村 安 伊藤 浩
- 立形 隆一 石川 善章
- 小峰 康次 室田 明彦

ほか

要 点

大学改革の運動は、質的飛躍を遂げて、体制の改革なくして本質的な
大学の改革は成し得ないことを明らかにしてきた。大学特別審判法に對し多く
の大学人が反対の意思を示し、その立法化の妨げのため闘ってきた。
しかし、反対の表現は同じでもその内実は非常に違っていたことを見抜
かねばならない。大学を知的生活の場として考へるとき、大学教授は社
会的特権階級として重んじ、物質的経済的利権をむさぼるうとする
必然的に空間・研究の場をヒエラルキーの秩序をもって貫徹しようとする
。したがって、大学改革のほとんどは自らの生活の場(物質的経済的
利権階級)に對して、大学立法に反対したにすぎない。こう考へない、
大学立法成立以降の「ナリでまわらない」大学の、あるいは大学教授
のやっつけることを認明できないのである。斯様な背景をもったもの
として「自主改革路線」を判断しなければならぬ。私たちが助手は自ら
を研究者として規定するところから、これからの運動を考へねばならぬ
と思つてゐる。

したがって、われわれは自らの研究を積極的に進めようとして考へてゐる。
しかし、簡単にこれと考へることができない。空間的・時間的・経済的制
約が強烈としてわれわれの前進立ちをだかっているのだ。このとき、わ
れわれははじめて過去に對して「研究の自由の不在」だたことを知らし
められるのだ。われわれが加害者側(研究の自由)と思つてきたものが
実は被害者側の被害者側(研究の自由)に存在していた彼らの下請でし
かたかたことを認明しなければならぬ。この教授が特別改革を口に
するものの内実は、何を認めても大学の骨髄を毒害することによ
って労働部助手から与えられた知識階級労働者としての(肉体労働者と
隔隔された存在としての)知識階級の公言以外の何ものでもないことは
明らかである。

第一、運動の中心より、勢力をもちえないことを知りたければならぬ。私闘を伴わない人間的な運動は、最早や反古となつてしまつたのである。私闘は、幾多の大学の運動を科挙的・分断的・自らの運動を批判的に見做すことによつて、今後の闘争方向を定めようとする運動である。われわれは、教員の勤労と信念をもつて起程を始める。われわれは、これを共にする院生、教員の結果を呼びかける。

闘争の過程を保證するものとして、われわれは、院内及び全部の院生で評議會（助手共闘）を創出する。われわれは、この評議會を通じて、持統的の教授會を告発し、教授會の議題を先取りして、われわれの見解を全学（ときどき全部）に告示して行く。したがって、われわれは現在の大学（ときどき全部）を温存された上で出て行く。いさゝかの合理化路線に對し批判者集團として突進し、具体的に反論し、正論を實踐していかなければならぬと考へてゐる。

学校當局が入学試験を実施すれば、われわれは独自の宣伝で共同研究者を募集し、労働者に実質的に大学を解放していくのである。もちろん入学式も別々にやる。この実践過程を通じて、大学における学部・学科の無用性を暴露し、学年制・年限制の弊害をバクンして行くことができる。テストも不要であるし、成績も不要である。この権力の二重構造の持続過程で提起されてくる権力からの弾圧に對しては、名実共に学問研究の自由を守る闘いとして闘いを組織しなければならぬのは必然である。

学校當局が、教職員と学生は生活の差が遠いから、運動の仕方が違つても良いと云つてきたが、われわれは、学問研究の自由を守るために、学生との連帯なくして闘えるものではないとよく知っている。故に、肉体的に許容する範囲内で実践行動を共にすることを明らかにしておきたい。しかも、この評議會を擁護するものとして、われわれは二側面から運動を志向する必然性を提起する。第一は、自からを研究者とした場合、その社会的存在と、研究そのものを真に人民のための學問として扱ふ直すことが必要である。この當否として科学の全体像を把握しえないし、不可知論そのものを止揚することができない。そして、研究者のこの自己運動の成果は、相互批判の場に出されて内実を伴つた討論を経なければならぬ。この自律した研究が如何に体制内に於いて困難なものであるかを顕在化していかなければならぬ。この運動が反体制運動と大学改革のつながりを物の見事に、大衆的に明らかにしてくるべきである。第二は、自己運動の成果を全体的な場において表出していくことが考へられなければならない。そこで、われわれは、教授會（各学部）に合せて評議會を持ち同一議題に對するわれわれの見解を公表して行く必要がある。たとえば、入学生の新入生ガイダンスの際には、従来の学生会の新入生歓迎會を発展止揚した型で、評議會独自の新生ガイダンスを行ない、大学が語る学問研究の自由の権限と欺瞞をバクンし、真に学問研究者に對する対話を回復するつもりである。これらの行動を物質的に保證するものとして、全部助手共闘連合が考へられなければならない。人材の獲得を現実にのものとしていかなければならぬ。ひるがえり、大学改革がラジカルなものであることによつて、反体制運動であり、そのことから、真の意味の学問研究の自由の獲得のためには、われわれは自己研究者と規定したものは、労働者との連帯を求めて、積極的に関われわれの持つ専門者としての全知識をもつて政治運動への参加も考へてゐるのである。自主改革路線を克服し、運動の発展的持続を保證するものは、このほかにないと思つたことをアピールする。

一 明大助手共闘

現在の社会状況の認識の差異は、学生のみならず教員、職員、職員も等しく認められるところである。しかし、論議を重ねるべき点と、意外にもその認識の差異は、本質的な把持の差異、ではなく、全く個々人の置かれてある社会的、経済的基盤に、たられるところの「自己保身」を前提とした状況への対応の「正しさ」ものであることが認識される。換言すれば、大学改革にしろ、批判にしろ、これらの改革は社会的基盤の改革によつてしか根本的に成り立たないことを認めつつも、「急に出るものではない」「急激にしてはいけない」という方法ではない。などの理由で、自らが高圧性で押しつけていることを正当化するかの如き発言をする場合が多い。ということである。したがって、大学改革の過程で闘争学生諸君から提起された問題の視点が近代合理主義を基盤としたものであつても、一時的には有効性を持つたといわねばならぬ。それは「不合理性の告発」によつて、最早や機能的に破たんをきたした「大学自治・教授自治」が、何の根柢もなかつたかの如く認められるようになる程程によつて如実に現われてくることをもつても理解できよう。「教授の裏面目の欠落」「カリキュラムの不合理性」「委託研究の内実」云々は、合理主義を唱える者にとって告発できたことなのである。しかし、大学改革が深化し、その根柢が洗い出されるにつれて、近代合理主義そのものが止揚され、告発の視点が近代合理主義の視点から、まさしく資本主義批判に移行したことを認識しなければならぬ。「大学教授の特異な精神構造」「知的労働と肉体的労働の階層形成」(知的労働の資本制分業性)などが、資本主義の必然的な産物であつて、それが止揚されるためには資本制生産社会そのものが根底的に変革されねばならないのは当然の帰結である。斯様に現在の状況を把握する自己を、研究者として自己規定する現在の社会における自己の研究態度は資本制生産社会の批判と社会主義社会建設のために向けられるべきであることが明らかとなる。そしてまた、自らを研究者と自己否定したことによつて、「研究の継続」が闘う人民によつて守られねばならないと云う関係も明らかとなる。研究者は、「職業としての研究」を媒介としてのみ社会改革との間に接点をもつことができるのである、と私は考へる。むしろ一時的には研究を停止しても大衆的運動に身を置くことも考へられるが、それが研究者の本分であるとは考へない。それ故にこそ「職業としての学問」の社会全体における位置づけや学問の内実が厳しく被抑圧者全体の重みをもつたものとして点検されねばならないのである。私は、八月四日以降各大学がいつせいに歩みはじめた自主解決路線を「近代合理主義路線」であるとして扱ふねばならないと思つてゐる。この路線こそが、日本独占資本がアジアへの帝國主義的膨脹政策を貫徹する際、大学に求めねばならなかつた路線だったのである。したがって、大学立法が、単なる全学連帯策向けに出されたといふ把持方はしりぞけられねばならぬであらう。

抽象的に語られてゐる大学の帝國主義的再編とは、まさしく帝國主義的國家秩序形成の物質的基盤の再構築に當つて、大学に果せられた役割を大学人自らの手によつてなさしめることだったのである。斯様に考へてしまふと状況を認識すると、私たちの運動はより持続性を確保しなければならぬ。と同時に、「物取り」闘争であつてはならないことが確認できよう。目下「自主改革」の名のもとに進められようとしてゐる大学の「近代化・合理化」は、資本の論理的必然的な帰結として提起されてきている以上、われわれの運動はそれを先取りした時点から出発しなければならぬ。しかも研究者として「職業としての学問」を媒介としてこの「状況の先取り闘争」を如何に展開するか、という問いがわれわれに答へねばならないと思ふ。そのためには、学生教員が分裂して、いようが、前衛が不在であらうが、自己の存在をかけた闘争である以上、自己がラジカルに闘争に参加して、以上自己の決定の場、外在物に転嫁してはならないと思ふ。分裂してゐるのは学生組織だけではないことは既述した通りである。よしんば一歩譲つて各セクトが止揚され、學生體

「権威」を以てし、その統一戦線の戦略。戦術が己の受け人
に押しつけられるならば、あなたはどうしますか。自己の存在をかける。
という言葉で自己否定なる言葉の意味が再考問われている。と云うか、
私は、今後の闘争が「大学を闘う」として考えられている。
この評議会の内実、大学における戦域。身分を乗り越えた「闘争部隊」
を意味します。そして、この評議会が「トリデ」としての大学に二重権
力を創出することをマルクス主義運動を実践するのです。私は、この
評議会の奮闘を新たに切開いた「反大学」の内実と見ます。私は、この
かく見え、闘争姿勢を新様式に考えるが故にこの運動は広く「闘争部隊」
に文えられなければならないと思います。私はセクトを否定しているの
ではありません。ただセクトの有用性を「運動の内部にあって運動の内実
を思想的に、あるいはときには実践的に深化、領導する」ときであると
考へるのです。しかし如何せん現状はそうではないです。現在セクトは
セクトは大衆的に自己批判して欲しいと思います。私自身もセクト。ラ
ジカルを認しながら闘争に立ち遅れ、なおかつ積極的な運動に参加しえ
なかつたことを大衆的に自己批判したいと思つて、ノンセクトの学生
職員、教員諸氏へ、セクトを批判し、セクトの分裂を口実に「日常性
に没入すること」をやめよう。その口実を「自己批判」して、「自
らを開かない者」としないで、自らがセクトを止揚し新しい運動創出の
実践主体として存在することを考えて欲しい。最後につけ加えねばなら
ないのは、「明大」という風土における「デマ」と「陰謀」に乗っか
るな、ということである。これを防ぐ道はただ一つ、自らの意志決定
を無批判的、無断的、無責任に委ねてはならず、自らの意志決定
の表現を通してラジカルに運動することである。過去何處も明大闘争
は「陰謀」と「デマ」によって弄られてきたのだ。

一九六九・九・二〇 明大工学部

自主改革路線の超克 大学法粉砕

安保・沖橋闘争勝利

一〇・二〇 二闘争勝利

われわれが、自らを運動の推進者として意識するとき、現在闘ってい
る運動が汎く世界的な連帯を有していることに気がつく。管理者・権力者
に、物乞う運動は世界的な運動に発展する必然性をもっていないし、
運動が持続しないと云わねばなりません。その点、われわれの運動は、
真に普通の人間を求めた、人間解放の質をもっているが故に、国や大
学の如何を問はずに発展拡大している云わねばならない。自らが好むと
好まざるとに関わらず、われわれは独立資本主義国家に生活の基盤を置
かれています。そして、自らが生活の日常の基盤を置いている日本独
占そのものが、アジアへの侵略を目標にすべしベトナム人民の血を吸い
続けているのです。武器をはじめ多くの軍需物資が自らの生活のために
といふ欺瞞のもとに、わが国労働者の手によって生産されているのです。
われわれ下層教員も全く同じく、現在の体制を支えている知的労働力
再生産機構において同様の役割を果たしているのです。若し、このわれ
れがベトナムの闘争人民に連帯の激励を送るならば、彼らから吸
い上げた代償の幾多かを彼らに戻すことではなく、この体制の内なる自
己の日常性を否定し、まさに独立そのものへの闘いを展開することに
かならない。他人の犠牲（月山闘争）という欺瞞を前提にしてはじめて
成立し得る社会・政治思想に対し、自らの全存在をかけて闘争を展開し
なければならぬ。それは、すぐれて資本主義批判の態度を要求するも
多々の人々を云う。政府自民党はときどき悪いこともやるが、そん
なにも悪い奴ばかりでもないだろう……と。全く同じことを教授や教授
会にも云う。一面の真理を突いているが、この認識は本質的側面を落し
ていると云わねばならない。悪くは、良くないのは、まさに資本主義思
想であるとともに、この思想を実践している体制にはかならないのです。
一人の泥棒と、われわれの若干の違いは、泥棒も盗みの原因を、社会、

の権にすぎず、それを革命的、階級的視点において闘うか、個人的粉
塵の粉に押しとどめるかの違いである。大学教授は、資本制分業社会
において、知的生産を独占することによって、独占からはじめて社会的
権威・階級に君臨することが許容され、この階級を保持する限り大学教
授は物質的経済的基盤をも守ることが可能になるのです。したがって、
過去、大工や左官がやってきたように、分業された職業を独占するため
に同盟組合をつくり排他的な運動を展開してきました。新しく組合員に
なるためには非常に厳しい戒律と手続が必要とされました。しかし、こ
のクラフト・ユニオンも技術革新の波によってその環が崩れ、同盟
組合に代って、ゼネラル・ユニオンが、極めて政治的スローガンを抱
けて登場してくるという歴史をわれわれは知っています。全くこれと同
じ、クラフト・ユニオンも、教授は自らの、職業的独占を貫徹するため
に必要なシステムを構築することになるのです。独占資本は「階級的な内
実を熟知している独占資本は」ほんの一握りの、学者、権威を抱き込む
ことによって、大学の権能別、目的再編を急ごうとして、モデル大学
構想を打ち出してきています。この独占資本の懐で、ナチスに抱
えられた御用学者のように、学問研究の自由を口にしようとしていま
す。この一握りの特権的学者の保護と再生産のために、大学院大学、の
構想が語られています。しかし、新様な政策を単なる政策闘争として捉
えてはなりません。反対にも二通りあります。教授に代表される反対派
は、過去の自らの日常性、が奪われるが故に反対します。したがって、
自らの物質的、経済的基盤が奪われない限り関係のない集団です。他方
の反対派は、体制の内なる自らの日常性を否定、するが故に、政策の
内容に対してではなく、体制そのもの、国家そのものを対象化して超克
しようと考えます。前者の立場で大学立法や、モデル大学構想に反対
する人々は、ときには反対の意志表示をします。しかし、それは、自
らの知的独占の牙城に肉迫せんとするものに對しては相手かまわず、ナリ
フリカマズ抵抗するのです。それも働かない範囲において。
この運動こそ、まさしく、自主改革路線なのです。個別明大におい
ても三年前に、大学の存在、研究者の存在、が問われていたにも拘ら
ず、大学当局は学生運動の崩壊を待つことになって、きわめて思想的問
題を正教してしまつた。そして、今度は自主改革という名で登場しよう
としている。何故なら、国家権力の恣意に屈し、自らの手にて処理
できるのは、タテ米を繰って学生を正殺することだけだと考えたからで
ある。このことさえ学生は良く知っていない。国家権力は、この間非常
にうまく立廻つた。大学特別指置法で恫喝を加え、自らが遂行しなけれ
ばならない大学の帝国主義的再編を大学教授自らの手によってなされ
る等心無い限りである。そして、真理を探索して来た大学教授がと
つてはならない、禁断の美、をってしまったのである。この禁断は、
一九六九年芸術祭参加作品「教育大文学部の変化（ヘンゲ）」がすく
れている。教育大学の文学部の教授は右翼的同志の活躍の前後、パン、
のために、昨日までの信念（研究者の最低限のモラル）を売り渡して
しまったのである。この状況の中で真に真理の探求を行なっている者の
姿は、権力の目から見れば、叛乱者に見えるだろう。それ以外はエセ運
動者である。

（一九六九・一〇・三）

明治大学助手共闘
生田地区共闘会議

専実を認服せよ (自主解決の不買暴行)

学生会がストを決定し、ストに突入して八〇余日、この間、学校当局並びに教授、教員は何れも学生会を代表する全共闘ないしは学生と結合して来た。われわれ助手共闘がこの八月以降においてすら教員にわたる話し合いを教員・職員・学生に呼びかけた。しかしながら今日まで、われわれが問題提起した学生の前にわれわれ教員は数名にすぎない。そして、学校当局は、一方に「全共闘」を一月四日に呼びかけ、「グリテ」のように林の中から集いの解散を宣言した。解散の原因を全共闘に転嫁しているが、解散は既に計画されていたことは、藤原弘道がテレビ発言したように、「官憲導入のための手段」「ロックアウトの口実」をつくるためのものでしかなかったことは明白な事実である。

そして、一〇月六日の団体交渉を大学当局は拒否し、「ロックアウト」を決定した。この決定は、これまでの九〇日間におたる運動を全面的に圧殺しようとしているもの以外ならぬことを認服すべきである。

1 話し合いの相手として全共闘を認める。

2 原則として官憲の導入は考えない。

3 話し合いの姿勢を常に保持する。

4 主体的に紛争を解決するよう努力する。

これらの言辭が、ムナシな響きをもって教授の手によって崩壊しようとしている。

彼らが云ってきた自主解決とはまさにこのことを言っていたことを認服すべきである。

思想運動の質をもった紛争の場において話し合うということは、まさに、思想的な質をもった登壇する以外に意味がない。

学生会の自治を尊重するといふのは誰だか。

官憲導入による「ロックアウト」に対し、如何なる説明も許さないものとして、憤しりと怒りをもって、大学当局並びに手を携えている教授達を弾劾する。

この事態に及び、最期の機会として教授達に、「自らの意志表示」をすることを要求する。

「私は知らなかった」とは云えないことを重ねてお伝えしておきたい。

今日の日まで、学生やわれわれの前から何一つ勝つこともせず、問題の解決に努力を払ってこなかったあなた達でも、この最後の機会の「意志決定」は最低限できる筈です。

☆ ロックアウト断固反対 / ☆ 官憲導入絶対反対

全明の教職員・学生に訴える

四月二日に本学生会が官憲に乱入し学生の不当逮捕を行なったとき、残念ながら、今日のように重苦しい気持ちでペンを執ることを予想だにしなかった。そして一〇月九日、われわれ助手は、自らの手で管理してきた研究室から、ヘルメットを被った官憲と教職員の手によって退去させられた。本学に勤務してから今日までの間で、研究室を被りながら、これ程まで悲しい思いと、大学当局(取り分け、教授会メンバー)に対する万身の怒りと憤しみをもちたことがあったらうか。僕の人間同志として生活者と話し合った空間は、何物かの手によってわれわれから奪われていってしまった。

われわれ助手の中には明治大学に入学してから、あるいは勤務してか

ら一〇数年を経ている者が多い。われわれは、この長い間の経験を総合し、問題の抜本的解決を考えてきた。学生諸君は良く知らない問題も多

くことと思う。したがって、われわれ助手(これまでこの恐ろしい大学を

力ながら奮闘的に文えてきた)は、学生の一部の諸君から突き付けら

れた問題を自己の存在をかけて受け止め、問題の抜本的解決に立ちあが

った。そして、その第一の作業は「体制の内なる自己」の否定であった。

自らが輝々と輝きながら闘わず、自己及び自己派としての研究。教

育は体制に存在することが明らかである。人間社会における民族支配。

階級支配が存在する限り、争闘といえども直接人類に寄生することにな

らないことは既に論じて久しい。しかしながら、この資本主義社会に

身を置き、労働力を提供して生きる以外に生きる術のないわれわれは研究

・教育という労働を放棄して生きることはできない。一体、われわれは

どうしたらよいのだろうか。無自覚に生きてきた自己の日常性こそ告発

し否定しなければならぬことは概念的には十分理解できる。しかし、

自覚したからといって、問われている問題が解決するわけではない。こ

の課題こそ、社会関係において大学が現在に問われていることの根本的

課題だと云えよう。われわれは、四月一三日の全明教職員共闘でも、「

学生教職員一体」となって話し合いことを主張しました。しかし、あの日

から、教職員には教職員の立場がある、ということでも本末をわきま大学

の精神に危機が走ったと考えます。確かに立場の違いはありますが、こ

の立場は問題の性格によって完全に一元化するものです。今回の場合

は、立場の違いを主張する餘地はないように思われます。ところが、学

生のパリスは労働運動としての教職員組合の運動を阻害しているとか

大学の使命である教育、研究を阻害しているとか云われると、まさに我

々の大学が真理を探究するために存在していたと云うよりも、教職員が

